

# ○東京大学農学部放射線障害予防規程

(昭和 57. 4. 1 制定)

改正 昭和 59. 10. 30、平成元. 4. 1 (全改)、平成 5. 3. 10  
平成 8. 6. 27、平成 11. 6. 17、平成 13. 4. 1、平成 16. 4. 1  
平成 18. 5. 1、平成 22. 9. 1、平成 29. 3. 30

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（「以下「法」という。）に基づき、東京大学農学部（以下「農学部」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い並びに管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、農学部の管理区域に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄の作業をいう。
- (2) 「放射線業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、農学部長に届け出て放射線業務従事者に登録された者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは、使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

2 前項に定める用語のほかは、法令の定義によるものとする。

(他の規程との関連)

第4条 放射性同位元素等の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則その他保安に関する規程の定めによる。

- (1) 農学生命科学研究科・農学部アイソトープ農学教育研究施設運営委員会規程
- (2) 農学生命科学研究科・農学部放射線安全管理委員会規程
- (3) 農学生命科学研究科・農学部アイソトープ農学教育研究施設規程
- (4) 農学生命科学研究科・農学部防災規則
- (5) 東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程
- (6) 放射線業務従事者の健康管理に関する実施要項
- (7) 放射線業務従事者の教育訓練に関する実施要項

(細則等の規程)

第5条 農学部長は、法及びこの規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる規則等を別に定めるものとする。

(1) 農学部放射線安全管理委員会規程

(2) 農学部R I 施設使用心得

(遵守等の義務)

第6条 放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指定を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 農学部長は、放射線取扱主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 農学部長は、第10条に定める農学部放射線安全管理委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

(組織)

第7条 農学部における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線取扱主任者等)

第8条 農学部長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、法に規定する放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)を2名以上選任しなければならない。

2 農学部長は、全ての主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、法に規定する放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。

3 農学部長は主任者に法で定められた期間内に定期講習を受講させなければならない。

(放射線取扱主任者の職務)

第9条 主任者は、農学部における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 予防規程の制定及び改廃への参画

(2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画

(3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査

(4) 立入検査等の立会い

(5) 異常及び事故の原因調査への参画

(6) 農学部長に対する意見の具申

(7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査

- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
  - (9) 農学部放射線安全管理委員会の開催の要求
  - (10) その他放射線障害防止に関する必要事項
- 2 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(農学部放射線安全管理委員会)

第 10 条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するため、農学部に放射線安全管理委員会を置く。

- 2 委員は、農学部長が任命する。
- 3 委員会の構成及び運営については、別に定める農学部放射線安全管理委員会運営規程によるものとする。

(アイソトープ農学教育研究施設長)

第 11 条 附属アイソトープ農学教育研究施設に、農学生命科学研究科・農学部アイソトープ農学教育研究施設規程に従い、施設長を置く。

- 2 附属アイソトープ農学教育研究施設長（以下「施設長」という。）は、農学生命科学研究科・農学部アイソトープ農学教育研究施設規程に従い、施設の管理及び運営を総括する。

(放射線管理室)

第 12 条 管理区域内の放射線障害防止に関することを行わせるため、放射線管理室を置く。

- 2 放射線管理室は、施設長の監督のもとに、放射線管理業務を行う。

(取扱責任者)

第 13 条 放射線管理室は、放射線作業ごとに取扱責任者を定めなければならない。

- 2 取扱責任者は、放射線業務従事者に対し放射性同位元素の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、使用、保管、運搬及び廃棄に関する記帳を行わせ、放射線管理室に報告しなければならない。

- 3 取扱責任者は、第 14 条に掲げる放射線業務従事者として登録しなければならない。

(放射線業務従事者)

第 14 条 農学部において放射性同位元素の取扱い等の業務に従事する者は、放射線業務従事者として登録しなければならない。

- 2 前項の放射線業務従事者が学生の場合は、指導教員が登録申請を行うものとする。
- 3 放射線業務従事者は、農学部長に届け出て、農学部長が承認したうえで登録する。
- 4 農学部長は、前項の承認を行うにあたり、放射線業務従事者として申請した者に対し、第 32 条に定める教育及び訓練並びに第 33 条に定める健康診断をそれぞれ受けさせ、健康診断の結果から放射線の取扱いに支障がないと認められ、かつ、所定の教育訓練を修了した者について、放射線業務従事者としての登録を行うものとする。

### 第3章 管理区域

#### (管理区域)

第15条 農学部長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 放射線管理室は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 放射線業務従事者として第14条に基づき登録された者

(2) 見学者等で一時立入者として放射線管理室が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第16条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた出入口から出入りすること。

(2) 管理区域内に立ち入るときは、農学部RI施設使用心得に従い、出入口に設置されたコンピュータ等に必要事項を登録すること。

(3) 個人線量計を指定された位置に着用すること。

(4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。

(5) 放射線業務従事者は、放射線管理室が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

(6) 一時立入者は、放射線管理室及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

2 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 専用の作業衣、作業靴その他必要な防護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。

(2) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに放射線管理室に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、放射線管理室に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を取ること。この場合において、汚染除去が困難なときは、放射線管理室に連絡し、その指示に従うこと。

### 第4章 維持及び管理

#### (施設等の点検・保守)

第17条 附属アイソトープ農学教育研究施設の定期的な点検は、施設長の指示により、農学生命科学研究科・農学部アイソトープ農学教育研究施設規程に基づき、放射線管理室がこれを行う。

2 放射線管理室は、点検結果を施設長に報告しなければならない。

3 放射線業務従事者は、施設及び設備等の保全に関し、異常を認めた場合は、遅滞なく放射線管理室に報告しなければならない。

- 4 前3項に関し異常があった場合、主任者は、速やかに修理等必要な措置を講ずるよう、農学部長に上申する。
- 5 放射線管理室は、担当する管理区域について別表に定める項目を定期的に点検しなければならない。
- 6 前項の点検においては、次の項目を記録するとともにその内容を主任者を通じて農学部長に報告しなければならない。
  - (1) 点検の実施年月日
  - (2) 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
  - (3) 点検を行った者の氏名
- 7 農学部長は、前項の報告を受け、異常が認められたときは、その状況、原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。
- 8 第6項に定める記録は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線管理室において5年間保存しなければならない。

## 第5章 使用

(密封されていない放射性同位元素の使用)

- 第18条 密封されていない放射性同位元素を使用する者は、放射線管理室の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 密封されていない放射性同位元素の使用は、別に定める農学部R I施設使用心得に従って作業室において行い、承認使用数量を越えないこと。
  - (2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
  - (3) 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
  - (4) 遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
  - (5) 線源との間に十分な距離を設けること。
  - (6) 放射線に被爆する時間をできるだけ少なくすること。
  - (7) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
  - (8) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は除去すること。
  - (9) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を越えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
  - (10) 表面の放射性同位元素密度が表面密度限度の1/10を越えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
  - (11) 密封されていない放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講じること。
- 2 放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、放射線

管理室の承認を受けなければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

第 19 条 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する者は、放射線管理室の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (3) 遠隔操作装置、鉗子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講じること。
- (6) 線源を移動して使用する場合は、使用后直ちにその線源の紛失、漏洩等異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明した場合は、捜査その他放射線障害を防止するため必要な措置を講ずること。
- (7) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。
- (8) その他放射線管理室が障害防止に必要と認め指示する事項に従うこと。

## 第6章 保管、運搬及び廃棄

(保管)

第 20 条 放射性同位元素を保管する場合は、別に定める農学部 R I 施設使用心得に従い、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 放射性同位元素は、所定の貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵すること。
- (2) 貯蔵室又は貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- (3) 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
- (4) 非密封放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受皿を使用する等、貯蔵室内又は貯蔵箱内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。
- (5) 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管すること。
- (6) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

(管理区域における運搬)

第 21 条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置

を講じなければならない。

(構内における運搬)

第 22 条 東京大学農学部構内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめそれぞれ担当する放射線管理室の承認を受けて行わなければならない。

(1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。

(2) 表面汚染密度については、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面汚染密度限度の1/10を超えないようにすること。

(3) 1センチメートル線量当量率については、運搬物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、運搬物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。

(4) 運搬経路を限定し、見張人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限すること。

(5) 車両で運搬する場合は、運搬車両の速度を制限し、必要に応じて伴走車を配置すること。

(6) 車両及び輸送容器表面に所定の標識をつけること。

(7) その他関係法令に基づき実施すること。

(構外における運搬)

第 23 条 東京大学農学部構外における放射性同位元素の運搬は、主任者の指示に従い、運搬業者等に委託して行う。

(廃棄)

第 24 条 放射性同位元素等の廃棄は、次の各号に従うほか、農学部RI施設使用心得に従って行うこと。

(1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性及び可燃性等に区別し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること。

(2) 液体状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。

(3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。

2 放射性有機廃液で焼却可能なものの処理は、廃棄業者に委託する。

3 廃棄物の引渡し記録は、年度ごとに閉鎖し、放射線管理室において5年間保存しなければならない。

## 第7章 測定

### (放射線測定器等の保守)

第25条 放射線管理室は、安全管理に係る放射線測定器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

### (場所の測定)

第26条 放射線管理室は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

第27条 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び農学部の境界について行うこと。

(2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について行うこと。

(3) 実施時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水の都度行うこと。

第28条 表示付き認証機器を固定して使用する場合の測定は、次の各号に従わなければならない。

(1) 測定場所は、機器の表面について行うこと。

(2) 測定時期は、表示付き認証機器の使用開始前に1回以上及び使用開始後にあつては6月を超えない期間ごとに1回以上行うこと。ただし、表示付き認証機器を交換した場合は、その都度測定する。

第29条 密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び農学部の境界について行うこと。

(2) 実施時期は、取扱開始前に1回及び取扱開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回行うこと。

第30条 前3条の規程による測定を行った場合は、放射線管理室は、次の項目について測定結果を記録し、放射線管理室において5年間保存しなければならない。

(1) 測定日時

(2) 測定箇所

(3) 測定をした者の氏名

(4) 放射線測定器の種類及び形式

(5) 測定方法又は測定条件



(6) 測定結果

(個人被ばく線量の測定)

第31条 放射線管理室は、管理区域に立ち入る者に対して個人線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあっては、腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか、頭部及び頸部から成る部位、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部からなる部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部（女子にあっては、腹部及び大腿部）から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、前2号のほか、当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として放射線管理室が認めた者については、外部被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。
- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
  - イ 測定対象者の氏名
  - ロ 測定をした者の氏名
  - ハ 個人線量計又は放射線測定器の種類及び形式
  - ニ 測定方法
  - ホ 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
  - イ 算定年月日
  - ロ 対象者の氏名
  - ハ 算定した者の氏名
  - ニ 算定対象期間

ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

(10) 前号の算定は4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、記録すること。

イ. 集計年月日

ロ. 対象者の氏名

ハ. 集計した者の氏名

ニ. 集計対象期間

ホ. 累積実効線量

(11) 第5号から前号までの記録は、放射線管理室が永久に保管するとともに、記録の都度対象者に対しその写しを交付すること。

(12) 農学部長は、放射線業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし、又はそのおそれのある場合には、第33条第3項第4号に従い健康診断を受診させ医師の判断により、東京大学保健・健康推進本部長及び主任者の意見に基づき、必要な措置を講ずること。

## 第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第32条 放射線業務従事者は、放射線業務従事者の教育訓練に関する実施要領に基づく教育訓練を受けなければならない。

2 前項の教育訓練は、東京大学アイソトープ総合センターが行う全学一括教育訓練及び農学部長が行う部局教育訓練及び再教育とする。

3 農学部長は、部局教育訓練及び再教育の結果を東京大学アイソトープ総合センター長に報告しなければならない。

4 第2項の規定による教育及び訓練は、次項各号の定めるところによる。

5 実施時期は、次のとおりとする。

(1) 放射線業務従事者として登録する前

(2) 初めて管理区域に立ち入る前及び取扱い等の業務に従事する前

(3) 再教育にあっては、1年を超えない期間ごと

6 前項の規定にかかわらず、主任者が必要と認めた場合には、取扱責任者は、放射線業務従事者に対し必要な安全教育を行わなければならない。

7 放射線管理室は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、

当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

8 放射線業務従事者以外の者が表示付き認証機器を使用する場合は、主任者又は取扱責任者は、次の各号に定める項目についての教育を取扱い開始前に当該者に実施しなければならない。

イ 放射線の人体に与える影響

ロ 表示付き認証機器の安全取扱い

ハ 放射線障害防止に関する法令

ニ この規程

ホ その他放射線障害防止に関して必要な事項

9 放射線管理室は、次の項目に係る記録を保存しなければならない。

(1) 教育及び訓練の実施年月日並びに項目

(2) 教育及び訓練を受けた者の氏名

10 前項の記録は、放射線管理室において5年間保存しなければならない。

## 第9章 健康診断

(健康診断)

第33条 農学部長は、放射線業務従事者に対し、放射線業務従事者の健康管理に関する実施要項に基づき健康診断を実施しなければならない。

2 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。

(1) 放射線業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

(2) 管理区域に立ち入った後にあつては6月を超えない期間ごと

3 農学部長は前各号の規定にかかわらず、業務従事者が次の一に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。この場合において、農学部長は、その者の氏名と理由を東京大学保健・健康推進本部長に提出するものとする。

(1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくした恐れのある場合

(5) 当該年度の線量が実効線量で5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えた場合は、直ちに健康診断をその者に対し受診させなければならない。

(6) 放射線取扱主任者等の放射線の管理に携わる関係者が、健康診断の受診を必要と認めた場合

4 農学部長は、医師の判断により、東京大学保健・健康推進本部長及び主任者の意見に

基づき、放射線障害を受けた者又はそのおそれのある者に対し、必要な措置を講じなければならない。

## 第10章 記帳及び保存

### (記帳)

第34条 放射線管理室は、使用、受入れ、払出し、管理、運搬及び廃棄に係る記録を行う帳簿を備え放射線業務従事者に記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載する項目は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名及び所属名

#### (2) 受入れ、払出し

- イ 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 受入れ及び払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

#### (3) 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名及び所属名

#### (4) 運搬

- イ 農学部の外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
- ロ 荷受け人又は荷送り人、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

#### (5) 廃棄

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名及び所属名

3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線管理室において5年間保存しなければならない。

## 第11章 緊急時の措置

### (災害時の措置)

第35条 地震、火災などの災害が発生した場合には、農学部緊急連絡網により関係者に連絡するとともに、必要に応じて施設・設備などの点検を実施しなければならない。点検の結果は、管理室、主任者を経て、農学部長に報告する。

### (危険時の措置)

第 36 条 放射性同位元素等に関し地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合、その発見者は、直ちに災害の拡大防止、放射線管理室又は放射線取扱主任者への通報並びに避難警告等応急の措置を講じなければならない。

2 農学部長は、前項の事態が生じた場合は、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内の関係期間に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。

## 第 12 章 報告

(報告)

第 37 条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに放射線管理室又は放射線取扱主任者に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏えいした場合
- (3) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき
- (4) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき
- (5) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき
- (6) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当する  
ときを除く
  - イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき
  - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき
- (7) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき
  - イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
  - ロ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量
- (8) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれのあるとき
  - イ 放射線業務従事者 : 5 mSv
  - ロ 放射線業務従事者以外の者 : 0.5 mSv
- (9) 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合

(10) 前各号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

2 農学部長は、放射線管理室又は放射線取扱主任者より前項の報告を受けたときは、放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を 10 日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(一般報告)

第 38 条 農学部長は、毎年 4 月 1 日を始期とする 1 年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況、被曝線量分布等を期間経過後 3 月以内に放射線管理状況報告書により原子力規制委員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。